

「高齢者教養講座」を開講

時各講座午後1時30分
対60歳以上の市内在住者
定各先着50人
申6月8日(水)から

問 菊水老人福祉センター
TEL 06・6992・7622
問 佐太老人福祉センター
TEL 06・6901・5748

注 講師の都合により日程変更の可能性あり。

Table with columns: 内容, 講師. Includes items like 'ソプラノシンガー・福本ちぐさ氏 ほか', '歴史講座「真田幸村と大坂の陣」', etc.

Table with columns: 内容, 講師. Includes items like '(公)真向法協合理事・吉崎孝氏', '健康講座「真向法」', etc.



リサイクル情報

登録受付・紹介のみ
(品物はお預かりしていません)
時6月6日(月)午前9時30分〜午後3時
7日(火)午前9時30分〜正午
問 市消費生活リサイクルクラブ
(市消費生活センター内)
TEL 06・6992・1337



☆ゆずりませ
○食器棚(幅60cm、奥行き43cm、高さ200cm、茶色、木製)
○食卓テーブル(2人用、イス2脚付き、幅78cm、奥行き74cm、高さ80cm、明るい茶色、木製)
○本箱(引き出し・ガラス扉付き、幅120cm、奥行き43cm、高さ17cm、茶色、木製)
○シングルベッド(マットレス・収納引き出し付き、青色、木製)
○世界大百科事典(平凡社、38巻、1981年)
○博多人形
○姫だるま
★求めています
○アップライトピアノ
○自転車(大人用)
○ミニ
○車いす
○グラウンドゴルフ用ボールとクラブ
注 申し込み多数の場合は、7日(火)の受付終了後にセンターで抽選します。
リサイクル品の故障や破損に関するトラブルについては、責任を負いません。

もりかど創業カフェ 夢の実現に向けて 一歩前進!

創業するにはさまざま不安や疑問が付きまとい、何からどう始めればいいのかと考えている人は少なくありません。
もりかど創業カフェでは、お茶をしながら創業のコツや不安に対する考え方を学びます。
今回は、子育て中の人も気軽に参加できるよう、一時保育が利用できます。
時 6月26日(日)午前10時
場 ステップUPカルチャーセンター(河原町10-15テルプラザ2階)
講 有)パワーエンスハンスメント代表取締役・三根早苗氏
¥1千円(ドリンク付)
備 受付時に徴収します。
定 先着20人
保 満1歳〜就学前まで
申 問 守口門真商工会議所
TEL 06・6909・3303



消費生活センターにより電気通信事業法が改正

電気通信サービスの新たな消費者保護ルール
大手通信事業者を名乗る人から電話があり「通信費が安くなる新しいプランの案内です。インターネットの環境も良くなる」と説明を聞き、光電話回線の契約をした。

【相談事例】

しかし、昨日届いた書類を見ると、インターネットプロバイダまで変更することになっていた。解約したい。

【解説】

今年5月に電気通信事業法が改正され、消費者保護のルールが規定されました。光回線やプロバイダ契約などの「インターネット接続回線」「固定電話サービス」「携帯電話・スマートフォン」「モバイルデータ通信」など電気通信サービスの契約は、これまで契約書面の交付義務やクーリング・オフの適用がなく、トラブルの防止や被害の回復が困難でした。
改正法では、事業者は利用

者が契約内容をきちんと理解できるように、電気通信事業者の名称や連絡先など、電気通信業務の内容、通信料金などが記載された「契約書面」を交付することが義務付けられました。
また「初期契約解除制度」が導入され、契約書面の受領日から8日間が経過するまで(移動通信サービスでは、サービス提供開始日から契約書面の受領日のいずれか遅い方から8日間が経過するまで)は、利用者から契約を解除できるようになりました。

ただし、この制度で契約解除した場合、契約解除までに利用した通信料は負担することになります。なお、この制度では、同時契約した端末などの契約は解除できません。携帯電話サービスなどの移動通信サービスでは、「初期契約解除制度」に代えて、端末を含めて契約を解除できる「確認措置」が適用される場合があります。ただし「確認措置」では、電波の状況が悪かった場合や契約前の説明が不十分であった場合などに限り契約解除できることとなります。

分であった場合などに限り契約解除できることとなります。相談事例の場合は、どちらの制度が適用されるか、契約書に必ず記載されています。よく確認しましょう。
このほか、契約の重要事項についてわざと事実を告げなかったり、事実ではないことを告げることや勧誘を断った人への再勧誘も禁止されました。いわゆる「〇年縛り」契約が自動更新される際には、利用者に事前に通知することも義務付けられました。
電気通信サービスを契約する際には、十分納得するまで説明を聞いたり、内容をよく検討した上で契約しましょう。

問 消費生活センター 相談専用電話
TEL 06-6998-3600
時 9:30~16:30
土・日・祝日の相談窓口
消費者ホットライン
TEL 局番なしの188
時 10:00~16:00



危険物の取り扱いに注意を

危険物 決める無事故のストラライク
(危険物安全週間 推進標語)
消防署では、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」として、危険物を取り扱う事業所などの立入検査や訓練を実施し、自主保安の推進、危険物に対する認識の徹底と事故防止を呼びかけます。
家庭では灯油、てんぷら油をはじめ、化粧品や各種スプレーにも危険物が含まれているものがあり、取り扱いを誤るとわずかな火種で引火し、火災や爆発などを起こす危険があります。

危険物を取り扱うときは、風通しや換気をよくするとともに、火気の近くでは絶対に取り扱わないようにし、危険物による事故をなくすよう心がけましょう。
問 守口消防署
TEL 06・6993・0119
問 守口市門真市消防組合消防本部予防課
TEL 06・6906・1302

自転車保険の加入が義務化

府では近年、自転車に関連する交通事故が増加傾向にある事を考慮して、自転車を安全・適正に利用するための必要事項を定めるとともに、交通事故防止および被害者の保護を図ることを目的として、大阪府自転車条例を制定しました。
主な制定内容
▽4月1日から
高齢者のヘルメットの着用
高齢者は、自転車を利用する場合に、乗車用ヘルメットをかぶるよう努める。
▽7月1日(金)から
自転車損害賠償保険などの加入
自転車利用者は、自転車損害賠償保険などに加入しなければならぬ(義務化)。
詳しくは、左記ホームページを参照してください。
問 大阪府自転車条例総合窓口
TEL 06・6944・6736
HP http://www.pref.osaka.lg.jp/dorokankyo/osakaajitensha/index.html